

荒川下流域を対象としたタイムライン協議会について（案）

（設置目的）

多くの人々が生活し、我が国の政治・経済・文化等において中心的役割を果たす首都圏においては、様々な機関が様々な社会活動に取り組んでいる。

近年の台風の強大化等に伴い大規模水害の発生が懸念されること、首都圏の水災害に対して防災・減災を進めるため、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目的とし、関係する機関が連携し、台風等の来襲によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理したタイムラインを用いて地域の防災・減災対策の強化に取り組むこととする。

この取り組みを進めるため、荒川下流域の関係機関が連携・協力し、荒川下流タイムライン（試行版）（以下、「荒川下流TL」という。）の運用、関係機関相互の情報共有、タイムラインの普及促進等を図るタイムライン協議会を設置する。

（構成員）

- 荒川下流域の浸水想定区域内市区
千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、川口市、蕨市、戸田市
- 関係都県（東京都、埼玉県）
- 関係事業者
東京電力（株）、東日本電信電話（株）、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、東武鉄道（株）、京成電鉄（株）、首都圏新都市鉄道（株）、埼玉高速鉄道（株）、東京都立高島特別支援学校、東京都立板橋特別支援学校、板橋区立高島平福祉園、板橋区立特別養護老人ホームいずみの苑 他
- 学識経験者
- 内閣府（防災担当）
- 国土交通省（荒川下流河川事務所、東京国道事務所、他関係事務所）
- 気象庁（東京管区气象台）

（オブザーバー）

- 警視庁、東京消防庁 他

（協議内容）

- ・荒川下流TLの運用
- ・各構成員における荒川下流TLの検討状況の共有
- ・荒川下流TLの見直し・強化
- ・荒川下流TLを用いた演習の実施
- ・荒川下流域におけるタイムラインの普及に向けた取り組みの実施 他

（開催見込み）

- ・定例の協議会は、年間2回（5月、12月）の開催を予定